

差押債権者の方へ

◎ 同封の差押命令のとおり発令されました。命令発令後の手続等は以下のとおりです。

1 差押命令正本送達

(1) 裁判所から差押命令正本発送

まず債権者及び第三債務者へ発送し、その後、債務者に発送します。

(2) 送達通知

第三債務者及び債務者への送達が完了すると、裁判所から債権者へ普通郵便で「送達通知書」を発送します。受領したら差押命令正本と一緒に保管してください。

● 送達ができなかった場合（不在等による郵便物の返還）

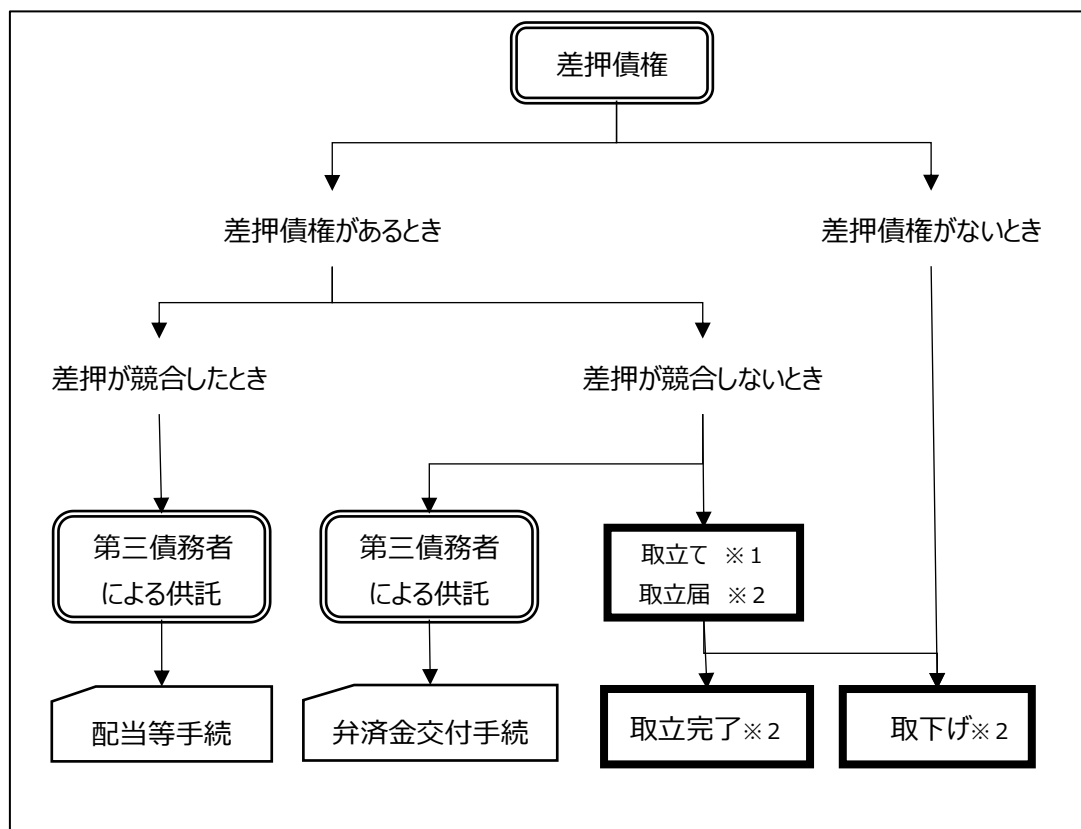
電話等で連絡します。新たな送達方法を検討し、書面（「送達上申書」）及び追加の予納郵券を提出してください。

注意送達ができないまま長期間、事件が放置されると差押命令が取消しになることがあります。

2 陳述書

陳述催告の申立てをしている場合は、第三債務者から債権者に陳述書が送付されます。陳述書の内容によって、次の手続になります。

- (1) 「債権あり。供託する。」⇒配当等手続（裁判所からの連絡をお待ちください。）
- (2) 「債権あり。弁済に応じる。」⇒第三債務者から直接取立て（3以降の手続き）
- (3) 「債権なし」⇒取下げ（6の手続き）



債権者が行う手続

※1 第三債務者と直接連絡：「取立て」

※2 裁判所へ書面提出：「取立届」「取立完了届」「取下書」

※ 今後、この事件で裁判所に書類を提出するときは、申立書で使用した印章と同じものを使用してください。

3 取立権の発生・取立て

- (1) 債務者への送達日から1週間（ただし給料等の差押えで養育費等の請求を含まない場合は4週間）が経過すると、第三債務者から差押債権を取り立てることができます。前記1(2)「送達通知書」に送達日が記載されています。
- (2) 第三債務者と直接連絡をとり、金員を受領してください。振込の場合、振込手数料は債権者の負担です。

4 取立届の提出

取立てをしたら、裁判所へ「取立届」を提出（FAX不可）してください。

注意 2年間「取立届」の提出がない場合、差押命令が取消しになることがあります。

→取立てで全額回収したとき→5 取立完了届の提出へ

→取立てで全額回収しなかったとき→6 取下げによる終了手続を検討

5 取立完了届の提出

取立てで全額回収したときは、「取立完了届」を提出（FAX不可）してください。取立完了届の提出で本件は終了となります。

6 取下げ（取下書の提出）

取立てで全額回収しなかったときは「取下書」を提出（FAX不可）してください。

※【取下書等の提出手続について】

取立完了届又は取下書の提出により事件は終了します。

残債権があれば債務名義の還付を求めることができます。債務名義の還付申請は、できる限り取立完了届又は取下書と同時に提出してください。

取下書や債務名義還付申請書に添付すべきものは以下のとおりです。

- 取下書
・取下書×（債務者・第三債務者の数+1通）
・84円切手×（債務者・第三債務者の数）
- 債務名義還付申請書
・還付申請書・請書各1通
・返信用封筒（簡易書留・切手490円貼付）又は
レターパック

7 その他

- (1) 上記手続き以外であっても、以下の場合には、書面の提出が必要になります。その際は裁判所へ連絡をしてください。
 - 債務者から直接支払いがあったとき
 - 債権者の連絡先が変更になったとき
- (2) 差押債権について、第三債務者との間で争いがあるときは、弁護士など法律の専門家にご相談ください。

【問合せ先】さいたま地方裁判所第3民事部債権執行係 電話 048-863-8599